

(仮称) ふくしま受動喫煙防止条例(案)に関する意見への対応について

1 募集期間 令和2年12月14日(月)～令和3年1月15日(金)

2 県民意見の提出状況

意見提出者(個人・団体)数 214名・団体 意見数 304件

(分類)

- (1) 条文等修正意見(条文等の修正を求める意見) 92件(P1～P8)
- (2) 全体意見(条例の理念・趣旨等に関する意見) 93件(P9～P16)
- (3) 施策に関する意見(具体的な施策に関する意見) 119件(P17～P21)

3 意見の内容とその対応

(1) 条文等修正意見

No.	該当箇所	御意見	県議会の考え方
1	前文 1行目	東日本大震災への思いと復興の歩みを進めるための施策の一つとして「受動喫煙防止」を結びつけることには大きな違和感を覚えずにはられません。「たばこ」は昔から嗜好品として認定されており、その消費によって「たばこ税」として県や各自治体の財政に大きく貢献していることを全く無視した内容となっており憤りさえ感じます。	原発事故を含めた東日本大震災で被災した本県特有の状況も踏まえた条例を制定していることから、原案のとおりとします。
2	前文 8～10行目	たばこを消した後に残留する化学物質を吸引することによる健康被害については、まだ科学的根拠が乏しいと新聞にありました。 今後注視していただくのは良いことだと思いますが、明確な根拠がない状況においては、ルール化することは慎重にお願いしたいと思います。(同趣旨の意見 ほか3件)	たばこを消した後に残留する化学物質を摂取することによる健康影響については、国内外で研究が進められているところであり、今後注視していく考えであることから、原案のとおりとします。
3	前文 8～9行目	「…また、近年はたばこを消した後に残留する化学物質を吸入することによる…」は、「…近年、たばこを消した後に残留する化学物質を摂取する、いわゆる三次喫煙による…」の方が適切である。 「吸入」のみならず、経皮、経口摂取もあるので、「摂取」とするのが適切である。 また、三次喫煙という言葉を入れることも重要である。(同趣旨の意見 ほか2件)	御意見を踏まえ「摂取」と修正します。 また、たばこを消した後に残留する化学物質を摂取することによる健康影響については、国内外で研究が進められているところであり、今後注視していく考えであることから、原案のとおりとします。
4	前文 14～16行目	「子どもや妊婦、患者等、受動喫煙により健康を損なうおそれが高い人への配慮に努め…」は「子どもや妊婦、患者等、受動喫煙により健康を損なうおそれが高い人へ特に配慮し…」と、「特に配慮し」と変更した方が良い。それは、健康増進法が、全ての人への配慮義務が既に課されているため。 (同趣旨の意見 ほか2件)	御意見を踏まえ、「特に配慮し」と修正します。

No.	該当箇所	御意見	県議会の考え方
5	前文 14～16行目	子どもや妊婦、患者等、受動喫煙により健康を損なうおそれが高い人への配慮に努め」は「～健康を損なうおそれが高い人への配慮を怠らず」とすべき。健康増進法により全ての人への配慮義務が既に課されている。	健康増進法による配慮義務に加え、子どもや妊婦等への一層の配慮が必要であるとの観点から、「特に配慮し」と修正します。
6	(定義) 第二条第一号	最近普及してきている加熱式たばこが規制対象となっていますが、なぜでしょう？条例の制定は受動喫煙防止が目的だと思いますが、加熱式たばこから出る蒸気は健康に影響を与えるものなのでしょうか？ まだ科学的事実がない中で規制対象とするのはおかしいと思います。 加熱式たばこは規制対象から除外してください。(同趣旨の意見 ほか10件)	加熱式たばこは、健康増進法において規制の対象とされており、本条例も健康増進法の定義に準じてたばこに含まれるものと定義し、原案のとおりとします。
7	(定義) 第二条第一号	たばこだからといって、何でもかんでも規制するのはおかしいのではないのでしょうか？厚労省においても加熱式たばこは「今後更なる研究が必要」とされており、そのようなものを条例に盛り込むことはいかなるものかだと思います。条例から除外すべきだと思います。(同趣旨の意見 ほか6件)	加熱式たばこは、健康増進法において規制の対象とされており、本条例も健康増進法の定義に準じてたばこに含まれるものと定義し、原案のとおりとします。
8	(定義) 第二条第一号	たばこ事業法に掲げる製造たばこ、および代用品とありますが、加熱式タバコに留まらず、電子タバコも有害性が指摘されており、ここに追加してください。	電子たばこは、たばこ葉を使用していないことからたばこ事業法上の「製造たばこ」には位置づけられておらず、健康増進法による規制対象外のため、本条例でも対象外としております。
9	(定義) 第二条第六号	こどもを十八歳に満たない人と定義していますが、健康増進法では二十歳未満の人を喫煙専用室に立ち入らせない等の配慮がなされており、それと整合性をとるためにも、二十歳未満としてください。民法改正により2022年4月より成年年齢が18歳になりますが、飲酒・喫煙についての年齢制限は従来と変わらず、20歳のままです。年齢にかかわらず受動喫煙から保護する必要がありますが、あえて子ども(18歳未満)と定義せず、「二十歳未満の人」と定義してください。	子どもは、自らの意思で受動喫煙を避けることが困難である点等を勘案し、「児童虐待の防止等に関する法律」と同様に十八歳に満たない者としており、原案のとおりとします。
10	(定義) 第二条第十号	第二条の10項「学校」に「大学」を入れるべきです。大学は19歳以下と喫煙可能な20歳以上が混在した教育機関であり、大学での屋外喫煙所の設置不可による校内禁煙を促進させることが受動喫煙防止につながります。福島県内では屋外喫煙所が設置され校内禁煙が達成できていない大学もあり、結果として歩行喫煙と吸い殻のポイ捨て、未成年者との混成領域での喫煙が行われています。これを防止できるように第二条10項に大学を追加してください。 ご検討お願いします。	本条例においては、子どもは、自らの意思で受動喫煙を避けることが困難である点等を勘案し、第一種施設のうち、学校、児童福祉施設等、及びその他のこれらに準ずる施設や受動喫煙により健康を損なうおそれが高い子どもが主として利用する施設において、管理権原者等は特定屋外喫煙場所を設けないよう努めなければならないとしたものであり、原案のとおりとします。

No.	該当箇所	御意見	県議会の考え方
11	(定義) 第二条第十号	学校の定義に大学及び専門学校を加えるべきである。喫煙可能年齢に達しない18歳、19歳も通学するためである。第七条第2項は「・・・子どもならびに18歳及び19歳が主として利用する施設の管理権限者は・・・」と変更すべき。	本条例においては、子どもは、自らの意思で受動喫煙を避けることが困難である点等を勘案し、第一種施設のうち、学校、児童福祉施設等、及びその他のこれらに準ずる施設や受動喫煙により健康を損なうおそれが高い子どもが主として利用する施設において、管理権原者等は特定屋外喫煙場所を設けないよう努めなければならないとしたものであり、原案のとおりとします。
12	(県の責務) 第三条	1号に、知識の普及、意識の啓発により県民の理解を促進するよう努めなければならないとありますが、県が主体の条文なので、努力義務ではなく、「促進するものとする」と明記してください。これは⑦（意見No.42）に記載することとも整合性がとれます。また、知識の普及、意識の啓発という具体的な取り組みなので、これを2号すべきと考えます。2号に総合的な施策を策定・実施とありますが、総論的な記載であるため、これを1号にすべきと考えます。3号についても県の責務なので、努力義務ではなく、義務にすべきです。また、4号として「県は、自ら設置し、又は管理する施設について、受動喫煙が生じないよう、受動喫煙の防止に関する適切な措置を講じなければならない。」と追加してください。これは福島市の条例と同様です。茨城県はすでに県有施設はすべて敷地内全面禁煙ですが、福島県も同様でしたら追加しなくても結構です。	第1項、第2項については御意見を踏まえ修正します。 第3項については、県以外の主体との連携、協力が求められるため、原案のとおり努力義務とします。 第4項については、条例施行後、3項に基づいて施策が実施されるよう、本県議会としてその実施状況を確認してまいります。
13	(市町村に対する協力) 第四条	「県は、市町村が実施する受動喫煙の防止に関する取り組みを支援するため、情報の提供、助言、また受動喫煙防止法の悪質な違反者を通報するシステムの確立などに向けて協力を行うものとする。」とする。千葉市では2020年4月からLINEによる通報システムが運用されている。 <a href="https://resemom.jp/article/2019/12/18/53902.html">https://resemom.jp/article/2019/12/18/53902.html</a>	本条例は、受動喫煙の防止に関し、県、県民等、保護者、事業者及び管理権原者等がそれぞれの立場で、受動喫煙防止対策を講じ、互いに共働しながら受動喫煙による県民の健康への悪影響を未然に防止することを目的としているため、原案のとおりとします。
14	(県民等の責務) 第五条	受動喫煙に関する条例なので、喫煙そのものの健康への影響にまで言及するのは筋が通らないと思います。 ”喫煙や”の部分削除すべきと考えます。	たばこは、喫煙する人の健康に悪影響を及ぼすことは科学的にも明らかであり、現代を生きる私たちの健康のみならず、これから生まれてくる子どもたちのような、次世代にも大きな影響を与えるため、原案のとおりとします。
15	(県民等の責務) 第五条	内容が具体性がなく伝わりにくい。	条例とは別に、条文の趣旨、解説等を記載した「条例の趣旨等について」を作成し、その中で分かりやすく説明してまいります。
16	(県民等の責務) 第五条第1項	”喫煙や受動喫煙による健康への悪影響について理解を深める” →悪影響とは具体的にどんなものか、みんながみんな分かっているのか？（教育を受けている人は分かると思うが…→学校や医療関係者など）	条例とは別に、条文の趣旨、解説等を記載した「条例の趣旨等について」を作成し、その中で分かりやすく説明してまいります。

No.	該当箇所	御意見	県議会の考え方
17	(県民等の責務) 第五条第2項	保護者～「子どもを立ち入らせないようにすること」→子どもがいるところに喫煙する場所を作らなければいい。 「その他の方法」→具体的に記載したほうが良いと思う。	本条例では、第七条第2項において、学校、児童福祉施設等子どもが主として利用する施設の管理権原者等は、特定屋外喫煙場所を設けないよう努めなければならないと規定していることから、原案のとおりとします。
18	第五条～第九条	もっとも重要なコメントは、努力義務ではなく義務とし、罰則を設けるべきである点である。 健康増進法において義務となっていることが本条例では努力義務となっており、このような条例では、福島県の姿勢が後ろ向きであることを明示することになってしまう。 (同趣旨の意見 ほか2件)	本条例は、受動喫煙の防止に関し、県、県民等、保護者、事業者及び管理権原者等がそれぞれの立場で、受動喫煙防止対策を講じ、互いに共働しながら受動喫煙による県民の健康への悪影響を未然に防止することを目的としているため、原案のとおりとします。
19	(事業者の責務) 第六条 (管理権原者等の責務) 第七条	第六条「～協力するよう努めなければなりません。」を「～協力しなければなりません。」 第七条「～提示するよう努めなければなりません」を「～提示しなければなりません。」 第七条2「～設けないよう努めなければなりません。」を「 <u>設けないようにします。</u> 」とする。	本条例は、受動喫煙の防止に関し、県、県民等、保護者、事業者及び管理権原者等がそれぞれの立場で、受動喫煙防止対策を講じ、互いに共働しながら受動喫煙による県民の健康への悪影響を未然に防止することを目的としているため、原案のとおりとします。
20	(管理権原者等の責務) 第七条第1項	すべてが、努力義務となっていることは問題である。 東京都や千葉市のように、従業員を雇用する飲食店、喫茶店その他設備を設けて客に飲食をさせる営業が行われる施設は全て禁煙とし、違反した管理権原者等に過料を科すべきである。 (同趣旨の意見 ほか2件)	本条例は、受動喫煙の防止に関し、県、県民等、保護者、事業者及び管理権原者等がそれぞれの立場で、受動喫煙防止対策を講じ、互いに共働しながら受動喫煙による県民の健康への悪影響を未然に防止することを目的としているため、原案のとおりとします。
21	(管理権原者等の責務) 第七条第1項	法に義務付けられたとありますが、法第何条を指しているのでしょうか。明記すべきではないでしょうか。 喫煙専用室、指定たばこ専用喫煙室、喫煙可能室とありますが、それぞれどのようなものを指しているのでしょうか。第2条で定義すべきではないでしょうか。	条例とは別に、条文の趣旨、解説等を記載した「条例の趣旨等について」を作成し、その中で分かりやすく説明してまいります。
22	(管理権原者等の責務) 第七条第2項	特定屋外喫煙場所とは、どのようなものを指しているのでしょうか。第2条で定義すべきではないでしょうか	条例とは別に、条文の趣旨、解説等を記載した「条例の趣旨等について」を作成し、その中で分かりやすく説明してまいります。
23	(管理権原者等の責務) 第七条第2項	学校、児童福祉施設の敷地内禁煙についてですが、努力義務ではなく、義務にしてください。都条例ではそのようになっています。	本条例は、受動喫煙の防止に関し、県、県民等、保護者、事業者及び管理権原者等がそれぞれの立場で、受動喫煙防止対策を講じ、互いに共働しながら受動喫煙による県民の健康への悪影響を未然に防止することを目的としているため、原案のとおりとします。

No.	該当箇所	御意見	県議会の考え方
24	(管理権原者等の責務) 第七条	学校、児童福祉施設以外にも、病院・診療所や、県の行政機関を含む公共施設は、子ども～高齢者、疾患を抱える方など不特定多数が利用するため、第7条2に当該施設を含めてはどうか。	本条例においては、第一種施設のうち、学校、児童福祉施設等、自らの意思で受動喫煙を避けることが困難である子どもが主として利用する施設において、管理権原者等は特定屋外喫煙所を設けないよう努めることとしたものであり、原案のとおりとします。 なお、健康増進法第29条において、第一種施設に含まれる病院、診療所や行政機関の庁舎においては、特定屋外喫煙場所等以外の場所で喫煙してはならない規定となっております。
25	(管理権原者等の責務) 第七条第1項	法第二十八条第六号に規定する第二種施設のうち…とあるが分かりづらい。具体的な表示があってもよいのか。	条例とは別に、条文の趣旨、解説等を記載した「条例の趣旨等について」を作成しました。
26	(子どもや妊婦等への受動喫煙の防止等) 第八条	喫煙者、妊婦等がマナーを守る事により実質上啓発が進むことであり「ふくしま受動喫煙防止条例」に加える必要性がない。	本条例は、受動喫煙の防止に関し、県、県民等、保護者、事業者及び管理権原者等がそれぞれの立場で、受動喫煙防止対策を講じ、互いに共働しながら受動喫煙による県民の健康への悪影響を未然に防止することを目的としているため、原案のとおりとします。
27	(子どもや妊婦等への受動喫煙の防止等) 第八条	非喫煙者、特に子供や妊婦などに対し受動喫煙を防がなければいけないということは賛成である。しかし、同室空間において喫煙をしないように努めなければならないとあるが、受動喫煙に配慮した喫煙方法も存在する。例えば、換気扇の下で吸い煙が室内に充満しないようにするなど。そのような方法を無視し、喫煙をしないようにするのは喫煙者の権利をはく奪する内容だと感じる。そもそも家庭内というのはプライベート空間であり、行政が入り込むこと自体が納得できる事ではない。プライベート空間において規制するのであれば、加熱式たばこを含めた受動喫煙の害をすべて科学的根拠に沿った形で証明してからにしてほしい。	家庭外での受動喫煙のリスクを低下させるとともに、自らの意思で受動喫煙を避けることが困難な子どもが多くを過ごす家庭や、濃厚な受動喫煙が生ずる自動車の車内における受動喫煙のリスクを低下させることが非常に大切であることから、受動喫煙により健康を損なうおそれが高い子ども等に特に配慮し、受動喫煙の防止に主体的に取り組む必要があり、原案のとおりとします。
28	(子どもや妊婦等への受動喫煙の防止等) 第八条	自宅では換気扇の下で、妻や子供に十分配慮してたばこを吸っています。二オイにも気をつけていますし、子供にも近寄せないようにしています。換気扇の下での喫煙まで制限されないようにお願いします。 (同趣旨の意見 ほか5件)	家庭外での受動喫煙のリスクを低下させるとともに、自らの意思で受動喫煙を避けることが困難な子どもが多くを過ごす家庭や、濃厚な受動喫煙が生ずる自動車の車内における受動喫煙のリスクを低下させることが非常に大切であることから、受動喫煙により健康を損なうおそれが高い子ども等に特に配慮し、受動喫煙の防止に主体的に取り組む必要があり、原案のとおりとします。

No.	該当箇所	御意見	県議会の考え方
29	(子どもや妊婦等への受動喫煙の防止等) 第八条	行政がプライベート空間まで踏み込んだ条例を作ることは反対です。そもそも子どもや妊婦の方へは当然モラルとして配慮すべきことであり、意識を高めなければ条例で規制しても解決にならないと考えます。モラルやマナーの向上の啓発を進める方が結果的に実効性が高まるのではないのでしょうか？ (同趣旨の意見 ほか4件)	家庭外での受動喫煙のリスクを低下させるとともに、自らの意思で受動喫煙を避けることが困難な子どもが多くを過ごす家庭や、濃厚な受動喫煙が生ずる自動車の車内における受動喫煙のリスクを低下させることが非常に大切であることから、受動喫煙により健康を損なうおそれが高い子ども等に特に配慮し、受動喫煙の防止に主体的に取り組む必要があります。原案のとおりとします。
30	(子どもや妊婦等への受動喫煙の防止等) 第八条	プライベート空間が条例で規制されることは憲法の基本的人権に抵触するのではないのでしょうか？ そのような危ない事柄は条例からはずした方がいいと思います。 (同趣旨の意見 ほか4件)	家庭外での受動喫煙のリスクを低下させるとともに、自らの意思で受動喫煙を避けることが困難な子どもが多くを過ごす家庭や、濃厚な受動喫煙が生ずる自動車の車内における受動喫煙のリスクを低下させることが非常に大切であることから、受動喫煙により健康を損なうおそれが高い子ども等に特に配慮し、受動喫煙の防止に主体的に取り組む必要があります。原案のとおりとします。
31	(子どもや妊婦等への受動喫煙の防止等) 第八条	「たばこを消した後に残留するたばこの臭気やその他の残留物」との記載がありますが、表現が分かりにくいと思います。子どもや妊婦などへの配慮はマナーの問題でもあるのだから、喫煙後に放置すべきではない「吸い殻」の文言を条文に入れるべきだと思います。 (同趣旨の意見 ほか4件)	目に見えるものだけでなく、目に見えない残留物にも配慮が必要であるとの観点から、原案のとおりとします。
32	(子どもや妊婦等への受動喫煙の防止等) 第八条	条例で喫煙後の臭いや、その他残留物とありますが、子供や妊婦等のいる場所での喫煙、それは親や夫・家族の問題で家庭内での事です。そこまで条例が踏み込んでよいのでしょうか。そんなことより、むしろ昨今社会問題になってる親の虐待、育児放棄・性暴力等の方が命にかかわる重大事ではないのでしょうか。	家庭外での受動喫煙のリスクを低下させるとともに、自らの意思で受動喫煙を避けることが困難な子どもが多くを過ごす家庭や、濃厚な受動喫煙が生ずる自動車の車内における受動喫煙のリスクを低下させることが非常に大切であることから、受動喫煙により健康を損なうおそれが高い子ども等に特に配慮し、受動喫煙の防止に主体的に取り組む必要があります。原案のとおりとします。
33	(子どもや妊婦等への受動喫煙の防止等) 第八条	第八条の(子どもや妊婦等への受動喫煙の防止等)の規定は、とても良いです。子どもや妊婦など、の「など」「等」には、前文の「患者等、受動喫煙により健康を損なうおそれが高い人」はもちろん、非喫煙者の全てが含まれます。趣旨の浸透をよろしく願います。 ・喫煙可能区域への子どもの立ち入りの禁止にあわせ、妊婦の立ち入り禁止の規定も盛り込んではどうでしょうか。	検討の結果、原案のとおりとします。 条例とは別に、条文の趣旨、解説等を記載した「条例の趣旨等について」を作成し、趣旨の浸透を図ってまいります。

No.	該当箇所	御意見	県議会の考え方
34	(子どもや妊婦等への受動喫煙の防止等) 第八条	②(意見No.9)にも記載しましたが、子どもではなく、未成年者あるいは二十歳未満の人に變更してください。	子どもは、自らの意思で受動喫煙を避けることが困難である点等を勘案し、「児童虐待の防止等に関する法律」と同様に十八歳に満たない者としており、原案のとおりとします。
35	(子どもや妊婦等への受動喫煙の防止等) 第八条第3項	喫煙をしようとしている人は→この表記で適切かがわかりません。	御意見を踏まえ「喫煙をする人は」と修正します。
36	(子どもや妊婦等への受動喫煙の防止等) 第八条第3項	喫煙をしようとする人は…の文言では妊婦、未成年、高齢者が周囲にいなければ喫煙をしてもよいのか、又成人になれば喫煙をしてもよい印象を与えてしまうと思います。<しようとする人>誤解を招くかと。	御意見を踏まえ「喫煙をする人は」と修正します。
37	(路上等における受動喫煙の防止等) 第九条	歩きタバコについても記載してほしい。	本条例は、受動喫煙の防止に関し、県、県民等、保護者、事業者及び管理権原者等がそれぞれの立場で、受動喫煙防止対策を講じ、互いに共働しながら受動喫煙による県民の健康への悪影響を未然に防止することを目的としているため、原案のとおりとします。
38	(路上等における受動喫煙の防止等) 第九条第1項	施設周辺、路上、通学時間帯、通学路とありますが、それぞれ範囲が曖昧です。疑義が生じやすいと考えられることから、可能な限りにおいて、第2条で定義すべきではないでしょうか。	社会通念上一定の意味を有する用語を条例においてそのまま使用しても特に紛れがないと考えられるため、原案のとおりとします。
39	(路上等における受動喫煙の防止等) 第九条第2項	公園・児童遊園の他、駅前広場等も含めてはいかがか。	本条例では、受動喫煙により健康影響を受けやすい子どもや妊婦等を守るため、特に公園や児童遊園においては、管理権原者等や利用者は受動喫煙の防止に努めなければならないとしたものであり、原案のとおりとします。
40	(路上等における受動喫煙の防止等) 第九条第2項	第九条の(路上等における受動喫煙の防止等)の規定は、とても良いです。 ・2項には、公園、児童遊園だけでなく、子どもの利用する、観覧場、運動施設、動物園、植物園の敷地内も含めていただくのが良いかと思います。 ・またこれらの路上や屋外の禁煙規定に伴い、喫煙所を設けることのないようよろしくお願ひします。(コロナ禍が今全国的に赤信号になりかけていて、終息は見通せません。喫煙所は人が密集する三密です。喫煙のためマスクを外すので、新型コロナの感染拡大のリスクが大きいです。加えて、喫煙者は感染しやすく、重症化のリスクが高くなります。 <a href="https://notobacco.jp/pslaw/20201122coronarisk2.jpg">https://notobacco.jp/pslaw/20201122coronarisk2.jpg</a> )	本条例では、受動喫煙により健康影響を受けやすい子どもや妊婦等を守るため、特に公園や児童遊園においては、管理権原者等や利用者は受動喫煙の防止に努めなければならないとしたものであり、原案のとおりとします。

No.	該当箇所	御意見	県議会の考え方
41	(推進体制の整備) 第十条	より具体的に財政面も含めて示していくべきである。	財政上の措置を講ずることについては、第十一条で規定しておりますので、本条は原案のとおりとします。
42	(推進体制の整備) 第十条 (財政上の措置) 第十一条	県が推進体制の整備、財政上の措置を行うため、義務となっています。よって第三条の県の責務も努力義務ではなく、義務規定にすべきです。	御意見を踏まえ、第三条第1項及び第2項の文言を「するものとします」と修正します。
43	附則 (施行期日) 1	施行期日が令和3年4月1日となっておりますが、公布日と施行日が同じと考えてよいのでしょうか。この場合、周知期間がないことから検討する余地があるのではないのでしょうか。	公布日は3月下旬、施行日は令和3年4月1日を想定しています。受動喫煙防止は喫緊の課題であり、また、本条例は県民の皆様へ義務や罰則を科すものではないため、公布後速やかな施行を想定しておりますが、条例の趣旨が広く浸透するよう、周知に努めてまいりたいと考えています。
44	附則 (見直し) 2	「 <u>県は、社会状況の変化等を踏まえ、2年後に見直しをすることとします。</u> 」に訂正する。「必要に応じ」では結局そのまま忘れられてしまう恐れが大きい。 (同趣旨の意見 ほか1件)	社会状況の変化等を踏まえ、必要に応じ速やかに見直しこととするため、原案のとおりとします。
45	附則 (見直し) 2	必要に応じて条例の見直しを行うとありますが、「3年以内に」等の期限を設けるべきです。	社会状況の変化等を踏まえ、必要に応じ速やかに見直しこととするため、原案のとおりとします。
46	全体	～努めなければならない。という表現が多く用いられており、具体性にかける。知事の権限を強化し、勧告、命令、それに伴う罰則規定を盛り込んだ表現が望ましい。非喫煙者が受動喫煙の影響を受けたくない、と考えることは自らの健康を守りたいと考える県民の当然の権利であり、決して侵害されてはならない。	本条例は、受動喫煙の防止に関し、県、県民等、保護者、事業者及び管理権原者等がそれぞれの立場で、受動喫煙防止対策を講じ、互いに共働しながら受動喫煙による県民の健康への悪影響を未然に防止することを目的としているため、原案のとおりとします。
47	全体	罰則規定を入れてください。健康増進法二十五条には作られたときに罰則がなく、国民の努力に期待することしかなかったのです。よって遵守されることが広がりにませんでした。監視員制度を追加してください。監視指導する人がいなければ違反者を指導できません。	本条例は、受動喫煙の防止に関し、県、県民等、保護者、事業者及び管理権原者等がそれぞれの立場で、受動喫煙防止対策を講じ、互いに共働しながら受動喫煙による県民の健康への悪影響を未然に防止することを目的としているため、原案のとおりとします。



(2) 全体意見

No.	該当箇所	御意見	県議会の考え方
1	前文	残留物の記載についてですが「ふくしま受動喫煙防止条例」を作る以前に2050年を目指す地球温暖化対策の一環である脱二酸化炭素社会を目指すうえで大きな問題となっている車の排気ガス規制等を県条例で作る事が重要ではないでしょうか。	本条例は、県、県民等、事業者及び管理権原者等がそれぞれの立場で受動喫煙防止対策を講じ、互いに共働しながら受動喫煙による県民の健康への悪影響を未然に防ぐことを目的として制定するものです。
2	前文	残留物についての記載がありますが、残留する物質となると、たばこに限らず数えきれないくらいあるのではないのでしょうか。今後それらすべてを注視していくのでしょうか？現実的な運用をしていただくのであれば賛成です。（同趣旨の意見 ほか6件）	たばこを消した後に残留する化学物質を摂取することによる健康影響については、今後研究が続けられていくものと認識しており、今後の研究の状況等を注視してまいる考えです。
3	前文	たばこ健康、受動喫煙について、健康への悪影響は科学的に証明されている部分はあるが、喫煙によるリラックス、ストレス解消等の効果（効能）についての有効性もあると思われる。また、個人の嗜好性においては法で縛るものではない。現代の成熟社会においては分煙等により共存、共栄は十分に図れ、理解されていると思う。	本条例は、県、県民等、事業者及び管理権原者等がそれぞれの立場で受動喫煙防止対策を講じ、互いに共働しながら受動喫煙による県民の健康への悪影響を未然に防ぐことを目的として制定するものです。
4	前文	「子どもや妊婦等、受動喫煙により健康を損なうおそれが高い人」への配慮にフォーカスした記載となっておりますが、福島県における受動喫煙対策の、言わば目玉がはっきりと記載されており、他県の条例と比較しても県民が理解しやすく良い条例（案）だと思います。私はこの内容の（案）に賛同します。	御意見の趣旨にのっとり本条例を制定する考えです。
5	前文	健康増進法の目的は「望まない受動喫煙の防止」（20歳未満の受動喫煙の防止を含む）です。従って、条例についても、法の趣旨に基き「望まない受動喫煙の防止を図る」ために定めるのであれば、賛成です。但し、「健康増進法に定める措置のほか、必要な措置の推進を図る」の部分について、それが「望まない受動喫煙の防止」から乖離した、もしくは過剰に進展させた措置や運用につながることは反対です。	本条例は、県、県民等、事業者及び管理権原者等がそれぞれの立場で受動喫煙防止対策を講じ、互いに共働しながら受動喫煙による県民の健康への悪影響を未然に防ぐことを目的として制定するものです。
6	前文	東日本大震災―東京電力福島第一原子力発電所事故に言及されていますが、国策による原子力推進・安全策の不備と自然災害が特定の地域に犠牲を強いた教訓を、受動喫煙対策および禁煙推進・健康増進に活かして下さい。専売公社から民営化されたのを機に、たばこ事業法が制定され、国民の健康よりも税収確保が優先される状況が現在まで続いており、推計では、130,000人も国民が喫煙により命を落とし、15,000人も国民が受動喫煙により命を落としています。国民・県民の命・健康を喫煙・受動喫煙の害から救いましょう。健康増進法では言及されていない三次喫煙への対応についても言及されており、素晴らしいと思います。また、未成年者・妊婦等の弱者への特段の配慮も含まれており、素晴らしいと思います。先行して施行された福島市受動喫煙防止条例も素晴らしいと思いますが、それと同等あるいはそれ以上の実効性のある県条例にしてください。	御意見の趣旨にのっとり本条例を制定する考えです。

No.	該当箇所	御意見	県議会の考え方
7	(県の責務) 第三条	県は環境整備などを上げているが毎年24億円前後の自由に使えるたばこ税の収入があるにもかかわらず禁煙の場所を増やすだけで喫煙者の立場に立っていない。 いかにも喫煙者を悪者のような目でみている。	本条例は、県、県民等、事業者及び管理権原者等がそれぞれの立場で受動喫煙防止対策を講じ、互いに共働しながら受動喫煙による県民の健康への悪影響を未然に防ぐことを目的として制定するものです。
8	(事業者の責務) 第六条	受動喫煙を生じさせることのない環境の整備については、対応として、喫煙所の設置等、分煙の取組を進めている。また、たばこ税は地方税の財源として貴重であり、その使い方においては総務省の指導の改正健康増進法に従い、環境整備において用いられていることを申し添えたい。	本条例は、県、県民等、事業者及び管理権原者等がそれぞれの立場で受動喫煙防止対策を講じ、互いに共働しながら受動喫煙による県民の健康への悪影響を未然に防ぐことを目的として制定するものです。
9	(事業者の責務) 第六条	事業者は禁煙場所が増えるなかで毎年、12組合が1組合10～15回のクリーンキャンペーンを行い、携帯灰皿を配ったりして来ています。自治体によっては町長、職員自ら参加頂いている所もあります。また、灰皿を置かせて貰ったり綺麗に吸ってもらおう心がけています。	受動喫煙防止対策は、事業者と自治体等の連携、協力により実施することが求められており、引き続き事業者の皆様の積極的な取組をお願いいたします。
10	(管理権原者等の責務) 第七条第2項	「学校、児童福祉施設、その他のこれらに準ずる施設や子どもが主として利用する施設の管理権原者等は、特定屋外喫煙場所を設けない」規定は、とても良いです。努力規定であっても、行政からの働きかけで遵守が行き渡るようよろしく願います。	本条例では、県、県民等、事業者及び管理権原者等がそれぞれの立場で受動喫煙防止対策を講じ、互いに共働しながら受動喫煙防止を進めてまいる考えです。
11	(管理権原者等の責務) 第七条	商店を経営しているが改正健康増進法により十分な制限と罰則が設けられているので条例で上乘せ規制を行わないことに関しては賛成します。(同趣旨の意見 ほか2件)	本条例は、県、県民等、事業者及び管理権原者等がそれぞれの立場で受動喫煙防止対策を講じ、互いに共働しながら受動喫煙による県民の健康への悪影響を未然に防ぐことを目的としており、喫煙そのものの規制や罰則の規定は設けない考えです。
12	(管理権原者等の責務) 第七条	加熱式たばこに関する研究の結果はまだ出ていないため、国の法律と同じく、普通たばこと同じ扱いにしないことには賛成である。(同趣旨の意見 ほか5件)	健康増進法では、加熱式たばこも含め原則屋内禁煙と規定されている一方、諸要件を満たせば「加熱式たばこ専用の喫煙室」を設置することができることとされており、本条例も健康増進法に準じた考え方に立っています。
13	(管理権原者等の責務) 第七条	喫煙者はどんなに周りに配慮して吸っていても肩身の狭い世の中です。いたずらに規制をしてたばこを愉しむ場所を狭めていくようなことはしないでいただきたい。(同趣旨の意見 ほか14件)	本条例は、県、県民等、事業者及び管理権原者等がそれぞれの立場で受動喫煙防止対策を講じ、互いに共働しながら受動喫煙による県民の健康への悪影響を未然に防ぐことを目的としており、喫煙そのものの規制や罰則の規定は設けない考えです。
14	(管理権原者等の責務) 第七条	タバコを吸う方も吸わない方も、両方に良い施策が「望まない受動喫煙防止条例であるべきと考えます。」 分煙をキチットする事により、法律の求める事が整備され、すべての方々が満足できるものと思いますので上記の事が実現できるよう要望します。	本条例では、県、県民等、事業者及び管理権原者等がそれぞれの立場で受動喫煙防止対策を講じ、互いに共働しながら受動喫煙防止を進めていく考えです。

No.	該当箇所	御意見	県議会の考え方
15	(管理権原者等の責務) 第七条	具体的に飲食店等においては禁煙、分煙の区別(空間の設置や間仕切り等)は進められており、ポスター等による啓発もされている。飲食店等における喫煙場所の提供ということについて、非常に協力的と思われる。	本条例案では健康増進法の規定に加えて、禁煙の飲食店等について、喫煙することができる場所がない旨を記載した標識を掲示するように努めることを規定しており、引き続き受動喫煙防止に向けた取組をお願いいたします。
16	(子どもや妊婦等への受動喫煙の防止等) 第八条第3項	3項の「たばこを消した後に残留するたばこの臭気やその他の残留物」は、素晴らしくも正しい認識です。美唄市受動喫煙防止条例でも同様の規定が入れられてはいますが、斬新かつ先進的で、この条項を条例に盛り込むことを強く支持し、期待します。 ・この3項に関連して、(定義)第二条 一 たばこ に「電子タバコ」も含めていただきたいです。日本ではニコチン入りの電子タバコは販売されてはいませんが(個人輸入を除き)、電子タバコからの煙は臭気や残留物をまき散らしますし、紙巻タバコ・新型タバコとは外見的に区別が出来ず、紛らわしいですし、定義に入れ、規制の網をかぶせるのが良策かと思います。美唄市受動喫煙防止条例では、電子タバコがタバコの定義に含まれています。 <a href="http://www.city.bibai.hokkaido.jp/jyumin/docs/2016061400022/files/jyoureikaisei.pdf">http://www.city.bibai.hokkaido.jp/jyumin/docs/2016061400022/files/jyoureikaisei.pdf</a>	たばこを消した後に残留する化学物質を摂取することによる健康影響については、今後研究が続けられていくものと認識しており、今後の研究の状況等を注視してまいりたいと考えています。 電子たばこは、たばこ事業法上の「製造たばこ」には位置づけられておらず、健康増進法による規制対象には含まれていないことから、本条例でも対象外としております。
17	(子どもや妊婦等への受動喫煙の防止等) 第八条	子供や妊婦の前でたばこを吸わないことは賛成です。自分ももちろんそうしていますし、ほとんどの方はそうだと思います。 ただ、そうした人に自宅や車での喫煙を制限することは、子どもや妊婦への配慮というより喫煙禁止に近いと思います。	家庭外での受動喫煙のリスクを低下させるとともに、自らの意思で受動喫煙を避けることが困難な子どもが多くを過ごす家庭や、濃厚な受動喫煙が生ずる自動車の車内における受動喫煙のリスクを低下させることが非常に大切であることから、受動喫煙により健康を損なうおそれが高い子ども等に特に配慮し、受動喫煙の防止に主体的に取り組む必要があると考えます。
18	(子どもや妊婦等への受動喫煙の防止等) 第八条	健康増進法やコロナの影響で、屋外でたばこを吸える場所がどんどん少なくなっています。 自分の家や車でも喫煙出来なくなるとどこで喫煙すればいいのですか。 (同趣旨の意見 ほか4件)	家庭外での受動喫煙のリスクを低下させるとともに、自らの意思で受動喫煙を避けることが困難な子どもが多くを過ごす家庭や、濃厚な受動喫煙が生ずる自動車の車内における受動喫煙のリスクを低下させることが非常に大切であることから、受動喫煙により健康を損なうおそれが高い子ども等に特に配慮し、受動喫煙の防止に主体的に取り組む必要があると考えます。
19	(子どもや妊婦等への受動喫煙の防止等) 第八条	喫煙後の臭いや残留物について記載されていますが、喫煙以外の事、例えばお酒臭いなども将来的に規制対象になるんですか？	本条例は、県、県民等、事業者及び管理権原者等がそれぞれの立場で受動喫煙防止対策を講じ、互いに共働しながら受動喫煙による県民の健康への悪影響を未然に防ぐことを目的として制定するものです。

No.	該当箇所	御意見	県議会の考え方
20	(子どもや妊婦等への受動喫煙の防止等) 第八条	毎日、宇都宮市から郡山市に通勤しています。 たばこは、ほぼ郡山で購入しています。 今回の条例案は、国民のプライベートに完璧に踏み込んだ内容だと思われる。 もちろん、子供や妊婦の方に配慮した喫煙は喫煙者としては重要だと充分認識しています。 日本国民は、モラルのある人種だと私は思っています。 逆に行政は国民を信じる事が出来ないのかと不審な気持ちになります。 なんでもかんでも、規制するのはやめてください。	家庭外での受動喫煙のリスクを低下させるとともに、自らの意思で受動喫煙を避けることが困難な子どもが多く時間を過ごす家庭や、濃厚な受動喫煙が生ずる自動車の車内における受動喫煙のリスクを低下させることが非常に大切であることから、受動喫煙により健康を損なうおそれが高い子ども等に特に配慮し、受動喫煙の防止に主体的に取り組む必要があると考えます。
21	(子どもや妊婦等への受動喫煙の防止等) 第八条	三次喫煙という言葉があったと思うが(新聞で見ました)、今回三次喫煙という言葉が、「たばこを消した後に残留するたばこの臭気やその他の残留物に関して～」に代わっていると思うのだが、以前よりも分かりやすくなって、今回の条例はよかったと思う。 新聞で見た後も、三次喫煙とは結局どのようなものかと調べないと分からないものだったので、今回分かりやすく変更しているようなので広く浸透しやすいと考える。	たばこを消した後に残留する化学物質を摂取することによる健康影響については、今後研究が続けられていくものと認識しており、今後の研究の状況等を注視してまいる考えです。
22	(子どもや妊婦等への受動喫煙の防止等) 第八条	第八条では、子どもや妊婦への受動喫煙防止について記載されていて、子どもや妊婦を守るという福島県の独自色が出ていて良いと思います。今の時代、子どもや妊婦の前でたばこを吸う人は殆どいないと思いますが、それを今後も徹底していく意味でも本条を設ける意義があると考えます。	御意見の趣旨にのっとり本条例を制定する考えです。
23	(子どもや妊婦等への受動喫煙の防止等) 第八条	子どもや妊婦への受動喫煙防止について、書かれていますが、良いと思います。	御意見の趣旨にのっとり本条例を制定する考えです。
24	(子どもや妊婦等への受動喫煙の防止等) 第八条第3項	「たばこを消した後に残留するたばこの臭気やその他の残留物に関して、子どもや妊婦などへの配慮に努めなければなりません。」の部分について、主旨として賛成します。但し、冒頭文にも「科学的な研究が進められているところ」とあるように、未だ学術的な立証は為されていないため、現実の措置として定められることには違和感があります。更には、合法的に認められた飲食物について、その「残留する臭気」を健康影響あるものとするのは、行き過ぎではないでしょうか。比較論にするものでもないと思いますが、残留する臭気については、自動車の排気ガスや、化粧(品)、飲食店の店頭・店内など、数え上げればキリがないほど、社会に存在しています。とかくたばこは匂いがクローズアップされますが、同じく物質を燃焼させている焼肉や焼き鳥、焼き芋、あるいは燻製など何が明確に違うのでしょうか。キャンプの焚火は健康影響がないと福島県は明言できるのでしょうか。たばこの臭気を問題とするのであれば、同様に自動車や焼肉、焚火による臭気や残留物質も規制してほしいと思いますが、それが非現実的であることは明白です。よって、この条例が社会的な混乱を招くことや、たばこという商材に限定した排他的なルールとならないことを、強く求めます。	本条例は、県、県民等、事業者及び管理権原者等がそれぞれの立場で受動喫煙防止対策を講じ、互いに共働しながら受動喫煙による県民の健康への悪影響を未然に防ぐことを目的としており、喫煙そのものの規制や罰則の規定は設けない考えです。

No.	該当箇所	御意見	県議会の考え方
25	(路上等における受動喫煙の防止等) 第九条第1項	福島市においては条例により、駅東口、西口において喫煙場所を設けられており、喫煙については制限されており、路上喫煙に関する受動喫煙に関しては充分対応されていると思う。	本条例の制定により、県と市町村、事業者、その他関係者等で連携、協力を深め、受動喫煙防止に向け県全体で取り組んで参りたいと考えております。
26	(路上等における受動喫煙の防止等) 第九条第1項	通学路とだけ記載すると通学路は終日禁煙区域であるとの誤解を招くが「通学時間帯」と明記したのは県民にとって分かりやすく、また納得が得られるのではないかと考えております。	御意見の趣旨にのっとり本条例を制定する考えです。
27	全体	望まない受動喫煙防止対策について、罰則で縛るのではなく、気運醸成等の取り組みをベースに推進していくことが一番重要だと考えるので賛成します。 (同趣旨の意見 ほか4件)	御意見の趣旨にのっとり本条例を制定する考えです。
28	全体	法律はあくまで「望まない受動喫煙の防止」だと理解しています。 喫煙に関わることであれば何でも受動喫煙防止であるとして禁止するものではない筈なので、県は適切な運用を行ってほしいと思います。条例案には概ね賛成です。 (同趣旨の意見 ほか3件)	御意見の趣旨にのっとり本条例を制定する考えです。
29	全体	福島県は原発の被曝など住民は大変な健康被害を受けているわけで、更に受動喫煙の被害をこれ以上増やさない様条例は厳しくするべきだと思います。	本条例は、県、県民等、事業者及び管理権原者等がそれぞれの立場で受動喫煙防止対策を講じ、互いに共働しながら受動喫煙による県民の健康への悪影響を未然に防ぐことを目的としており、喫煙そのものの規制や罰則の規定は設けない考えです。
30	全体	「三次喫煙」という言葉を条例に盛り込む方向であると新聞報道で知り、非常に心配していたところですが、検討されている方々の賢明なご判断で削除された事に敬意を表すところであり、条例案に概ね賛成いたします。 (同趣旨の意見 ほか5件)	たばこを消した後に残留する化学物質を摂取することによる健康影響については、今後研究が続けられていくものと認識しており、今後の研究の状況等を注視してまいりたいと考えています。
31	全体	防止条例で悪影響を与えると記載してありますが、部分削除と国で定める「改正健康増進法」順守でよいのでは。 県条例を作るのであれば、屋外喫煙所を県の責務において配慮した場所に数多く設置することで受動喫煙防止に効果があると考えます。 令和三年に開催されるオリンピック、パラリンピックに来る外国人選手、関係者の方々に対する県条例を適切な対応をしないと県のイメージが損なわれる。	本条例は、県、県民等、事業者及び管理権原者等がそれぞれの立場で受動喫煙防止対策を講じ、互いに共働しながら受動喫煙による県民の健康への悪影響を未然に防ぐことを目的として制定するものです。

No.	該当箇所	御意見	県議会の考え方
32	全体	<p>三次喫煙については、影響等を示す疫学等調査報告等はないので明記する必要はないと思う。</p> <p>条例の趣旨は、受動喫煙を防止することが目的でありたばこを吸う人吸わない人の権利は大事です。</p> <p>望まない受動喫煙防止策を図ることは行政にとっても重要な施策であり、実施すべきです。</p> <p>令和2年12月10日付で令和3年度税制改正大綱には、屋外分煙施設等の整備の促進があり、令和2年度与党税制改正大綱においても、地方公共団体に対し屋外分煙施設等の整備を図るよう促しており令和3年度も引き続き望まない受動喫煙対策の推進や今後の地方たばこ税の継続的かつ安定的な確保の観点からも、地方たばこ税の活用を含め、地方公共団体が商店街等と公共の場所における屋外分煙施設等のより一層の整備を促すとあり、行政としての役割と責任を果たすべきと考えます。</p>	<p>たばこを消した後に残留する化学物質を摂取することによる健康影響については、今後研究が続けられていくものと認識しており、今後の研究の状況等を注視していく考えです。</p> <p>また、本条例では、県、県民等、事業者及び管理権原者等がそれぞれの立場で受動喫煙防止対策を講じ、互いに共働しながら受動喫煙防止を進めていく考えです。</p>
33	全体	<p>世界的に禁煙運動は高まっていると思います。日本だけ県だけで解決できないと思います。町のたばこ屋はだんだん少なくなってます。私達は年に10回近くクリーン運動を行い頑張ってます。規制ばかりかけて高い税を納めて県市町村に貢献している事、忘れないで下さい。ルールを守っている人がたくさんいます。</p>	<p>本条例の制定により、県と市町村、事業者、その他関係者等で連携、協力を深め、受動喫煙防止に向け県全体で取り組んで参りたいと考えております。</p>
34	全体	<p>福島県議会が「(仮称)ふくしま受動喫煙防止条例」を検討されていること、素晴らしいことと思います。特に子供と妊婦の受動喫煙防止を図っているところが福島県の未来を担う次世代を大事にする視点で重要と感じました。</p> <p>胎児や乳幼児が受動喫煙にさらされるとADHDをはじめとする精神疾患になりやすいといわれています。育てにくい子になり虐待や犯罪がおきやすく、社会的養護者が増えやすく、貧困や負の連鎖につながりやすいことが指摘されています。</p> <p>罰則があるとなおよいですが、まずはこの理念をぜひ形にしていればと思います。</p> <p>受動喫煙防止により、福島県の子供たちが健やかに成長することを心より願っています。</p>	<p>本条例は、県、県民等、事業者及び管理権原者等がそれぞれの立場で受動喫煙防止対策を講じ、互いに共働しながら受動喫煙による県民の健康への悪影響を未然に防ぐことを目的としており、喫煙そのものの規制や罰則の規定は設けない考えです。</p>
35	全体	<p>タバコは歯周病の悪化や口腔がんをはじめ、口腔内に与える影響が極めて大きく、受動喫煙による小児う蝕との関連も報告されています。また非喫煙者が受動喫煙の影響を受けたくないと考え、自らの健康を守るための当然の権利です。本条例が効力を発揮するためには、東京都の受動喫煙防止条例のような知事の勧告、命令、罰則規定などの具体的な措置付与することが必須であると考えます。本条例が受動喫煙による県民の安全・安心を守る盾となるだけでなく、様々な角度からクリーンなふくしまを目指す取り組みを世界に発信できるものになることを祈念します。</p>	<p>本条例は、県、県民等、事業者及び管理権原者等がそれぞれの立場で受動喫煙防止対策を講じ、互いに共働しながら受動喫煙による県民の健康への悪影響を未然に防ぐことを目的としており、喫煙そのものの規制や罰則の規定は設けない考えです。</p>

No.	該当箇所	御意見	県議会の考え方
36	全体	<p>1. 多くの喫煙者が「禁煙願望」をもっています  これまで実施された数多くの世論調査・意識調査・アンケートなどによれば、喫煙者の7割以上が「やめられればやめたい」と思っていることが明らかとなっています。さらに専門家によって、医学的・心理学的な設問を加えてみますと、実は喫煙者の90%以上が「禁煙願望」を持っていることも判明しています。従って、厳しい喫煙規制対策は、タバコの煙に悩んでいる多くの非喫煙者を救うだけでなく、同時に「やめたい」と悩んでいる喫煙者を救うことにもなります。</p> <p>2. 喫煙者自身も受動喫煙の被害者  受動喫煙問題では、非喫煙者の被害防止のみに視点が当てられがちですが、実は、喫煙者自身も、受動喫煙のリスクが加算されています。</p> <p>3. 「たばこ規制枠組み条約」で全面禁煙を決議  「100%の無煙環境を各国政府が責任を持って実現すること」を、2007年7月、バンコクで開かれた「タバコ規制枠組条約」締約国会議で決議され、タイムリミットは2010年2月でした。しかし日本政府は、この会議で「賛成」の意思表示をしていながら、現在まで、全く実効ある対策を行っておりません。この日本政府の姿勢に、多くの国々から批判の声があがっております。</p> <p>4. 「喫煙所」はないほうがよい  昔、英国の登山家ジョージ・マロリー氏は、新聞記者に「あなたはなぜ山に登るのか」と尋ねられた際、「そこに山があるから…」と答えた有名な話があります。喫煙者は「そこに喫煙所（灰皿）があるから」吸ってしまうのです。1. で指摘したように、ほとんどの喫煙者が内心禁煙願望を持っているのですから、「分煙」で、喫煙所や灰皿を設けることは、せっかくやめたいと思っている喫煙者の禁煙の意思・意欲を大きく損なうこととなるのです。</p> <p>5. 「受動喫煙防止条例」には罰則規定が必要  健康増進法第25条は「努力義務」に過ぎないため、受動喫煙の被害がなかなか解消されない原因となっていました。条例違反者に対する罰則は欠かせないと考えられ、その適用体制についても十分検討して下さるよう強く要望いたします。</p>	<p>本条例は、県、県民等、事業者及び管理権原者等がそれぞれの立場で受動喫煙防止対策を講じ、互いに共働しながら受動喫煙による県民の健康への悪影響を未然に防ぐことを目的としており、喫煙そのものの規制や罰則の規定は設けない考えです。</p>
37	全体	<p>この条例が、望まないたばこの受動喫煙を防ぐこと、特に子供に着目したことは賛成です。</p> <p>しかしながら、単に喫煙者に止めろ、吸うなと喫煙所を無くしても、効果はいかがなものかと思われまます。</p> <p>まずは目的が受動喫煙防止であるならば、非喫煙者からたばこの煙を明確に防ぐ「喫煙施設」を最小限確保するべきではないでしょうか？</p> <p>第八条に「たばこの臭気や残留物」とありますが、行政として何か仕掛けていかないと、ケースによってはますます増える可能性もあります。</p> <p>財源はたばこ税の一部を有効に活用する方向が望ましいと思われまます。</p>	<p>本条例では、県、県民等、事業者及び管理権原者等がそれぞれの立場で受動喫煙防止対策を講じ、互いに共働しながら受動喫煙防止を進めてまいる考えです。</p> <p>また、たばこを消した後に残留する化学物質を摂取することによる健康影響については、今後の研究の状況等を注視してまいる考えです。</p>

No.	該当箇所	御意見	県議会の考え方
38	全体	私はたばこを吸いませんが、条例（案）の中に「禁煙」という文言が一か所もないのは、吸う方と吸われない方の権利を尊重され、双方が共存できる内容かと思います。私の家族にたばこ関係で仕事をしている者がおりますが、憲法で認められているのに、世の中ではたばこを悪者扱いしており肩身の狭い思いをしましたが、本条例案は互いを尊重された良い条例案と思います。	本条例では、県、県民等、事業者及び管理権原者等がそれぞれの立場で受動喫煙防止対策を講じ、互いに共働しながら受動喫煙防止を進めてまいる考えです。
39	全体	私はたばこを吸いませんが、吸わない方や吸う方にはそれぞれ権利があると思います。条例（案）では、双方にとって満足のいく内容であり、お互いが共存できる内容だと思います。 県民に対する受動喫煙防止への配慮を促す内容となっており、県有施設は全て敷地内禁煙であるとか、民間施設は屋内禁煙を推奨するとかの内容となっていないのが良いと思います。この内容であれば私は条例（案）に賛成します。（同趣旨の意見 ほか3件）	御意見の趣旨にのっとり本条例を制定する考えです。
40	全体	たばこだけを強く制限をかけても他のことが発生することも懸念されるような気がします。 総合的な観点でお願いします。	本条例では、県、県民等、事業者及び管理権原者等がそれぞれの立場で受動喫煙防止対策を講じ、互いに共働しながら受動喫煙防止を進めてまいる考えです。
41	全体	私の主人は後期高齢者でヘビースモーカーです。 私は知らず知らず受動喫煙を長い間受けていたようです。 二人共元気でまだ働いて居ります。世の中には身体に悪い物は沢山あるようです。そのすべてを条例化するとなると大変だと思います。ストレス解消をホッ！！と一服のたばこは悪物になって毎年値上りはするし（優良納税者です）肩身の狭い思いをして高齢になって酒は飲まないがタバコは楽しみのようです。 せめて重箱の隅をほじくるような細かい条例は勘弁してほしいものです。 以上お願い申し上げます。	本条例では、県、県民等、事業者及び管理権原者等がそれぞれの立場で受動喫煙防止対策を講じ、互いに共働しながら受動喫煙防止を進めてまいる考えです。
42	全体	全体の意見が出されていて納得できる 喫煙者の責任が所々出されているので第九条における意見が通学時間帯と明記されたり子供や妊婦の前でたばこを吸う人は殆どいない現実があるのでこれを表示することは、良いと思います。財務局とかの売れ売れなど態度がはっきりせず、怒りを覚えます。	本条例の制定により、県と市町村、事業者、その他関係者等で連携、協力を深め、受動喫煙防止に向け県全体で取り組んで参りたいと考えております。
43	全体	これからの世の中どう変わるかわかりません。 たばこの販売も減少しております。 大変ですネ。	本条例では、県、県民等、事業者及び管理権原者等がそれぞれの立場で受動喫煙防止対策を講じ、互いに共働しながら受動喫煙防止を進めてまいる考えです。
44	全体	たばこはし好品というカテゴリであるにもかかわらず他のものに比べ法的な縛りが強いように思います。もう少し喫煙者側にも寄り添えるように表現等の配慮があって欲しいと思います。	本条例は、県民や事業者等が受動喫煙についての理解を深め、受動喫煙防止への気運を醸成することにより、受動喫煙による県民の健康への悪影響を未然に防ぐことを目的としており、喫煙そのものの規制や罰則の規定は設けずに努力義務の規定とする考えです。



(3) 施策に関する意見

No.	該当箇所	御意見	県議会の考え方
1	(県の責務) 第三条	「2 県は受動喫煙を防止するための環境の整備～施策を策定し、及び実施しなければなりません。」とあるが行政は万人に公平でなければならないならば、愛煙者に対して喫煙場所の確保を強く求めます。喫煙者がなくなればそれは必要です。	御意見につきましては、今後の受動喫煙防止に関する施策の推進に当たり参考としてまいります。
2	(県の責務) 第三条	受動喫煙の防止に関するその他必要な施策や環境の整備に関する総合的な施策とはどのようなものなのか?と思いました。	県の責務としての受動喫煙防止にかかる施策については、条例施行後、県民の皆様に必要な周知を行い適切に実施されるよう、県議会としてもその実施状況を確認してまいります。
3	(県の責務) 第三条第2項	第3条第2項において、県は受動喫煙を防止するための環境の整備に関する総合的な施策を策定し、及び実施しなければならないと定めています。 本市においては、いわき市医師会と連携してイエローグリーン運動を展開し、受動喫煙防止に向けた機運を高めているところですが、県においては、今後受動喫煙防止の環境整備に向けて、どのような施策展開をするのでしょうか。 ※今年度の本市におけるイエローグリーン運動実施状況については別紙のとおりです。 (添付省略) ※イエローグリーンは「受動喫煙をたくない・させたくない・大切な人をたばこの煙から守りたい」という意思を表示する色であり、受動喫煙防止活動のシンボルカラーとなるものです。	御意見につきましては、今後の受動喫煙防止に関する施策の推進に当たり参考としてまいります。
4	(県民等の責務) 第五条	もっと具体的内容であってほしい。視覚や聴覚でも分かりやすいコマーシャルやポスターもあってほしい。	御意見につきましては、今後の受動喫煙防止に関する施策の推進に当たり参考としてまいります。
5	(事業者の責務) 第六条	事業者の責務が記載されていますが、受動喫煙防止を閉鎖喫煙所の設置と誤解しないよう、屋内全面禁煙および屋外でも極力禁煙として、喫煙者の困り込み(喫煙しやすい環境により禁煙しづらくなる)をなくして欲しい。喫煙所の整備等に補助金などもってのほかです。	御意見につきましては、今後の受動喫煙防止に関する施策の推進に当たり参考としてまいります。
6	(管理権原者等の責務) 第七条第1項	禁煙の飲食店においても、禁煙標識を掲げる規定は、とても良いです。この標識については、県および市町村で予算化し、無償提供するようよろしくお願いします。努力規定であっても、行政からの働きかけで遵守が行き渡ることを期待しています。	御意見につきましては、今後の受動喫煙防止に関する施策の推進に当たり参考としてまいります。
7	(管理権原者等の責務) 第七条	たばこ消費税が地方公共団体の財源となっているならば喫煙者への多少の配慮があっても良いのではないかと思います。 他市はわかりませんがいわき市の場合は火葬場は全面禁煙となっております。 親族との最期の時間で感傷的な時間ですので愛煙者にとっては一服したい時間ではないでしょうか。是非検討をお願い致します。	御意見につきましては、今後の受動喫煙防止に関する施策の推進に当たり参考としてまいります。 なお、自治体の施設における喫煙の取扱いについては、健康増進法等の規定に基づき、管理権限者である自治体の判断により決定されるものと考えます。

No.	該当箇所	御意見	県議会の考え方
8	(子どもや妊婦等への受動喫煙の防止等) 第八条	喫煙者が室内でたばこを吸うことが禁止されているが灰皿空気清浄機なるものが販売されているがこれが本当に効果があれば受動喫煙が防げるのではないかと。喫煙者の立場になり調査するべきだと思うが、たばこ税を取るだけ仕事にするだけではなく納税者に対する配慮が必要ではないのか、行政に携わる方々の努力が欲しい。	御意見につきましては、今後の受動喫煙防止に関する施策の推進に当たり参考としてまいります。
9	(路上等における受動喫煙の防止等) 第九条第1項	喫煙場所が減ることによって路上喫煙が増えてしまいポイ捨てや受動喫煙の機会も多くなってしまう。自分たばこを吸わないが喫煙者はたばこ税を払っているのだからしっかり分煙できる喫煙場所を作るべき	御意見につきましては、今後の受動喫煙防止に関する施策の推進に当たり参考としてまいります。
10	(路上等における受動喫煙の防止等) 第九条第2項	路上での喫煙は、周りの人の身体や衣服などにたばこの火が当たったり、たばこの持つ手は子供たちの顔に近く、喫煙者がどんなに注意していても危険なことも伝えてほしい。	御意見につきましては、今後の受動喫煙防止に関する施策の推進に当たり参考としてまいります。
11	(推進体制の整備) 第十条	県は県民、市町村、事業者、管理権原者等と連携、協力しあって公園など禁煙場所になった中でも一番害の出ない所を探して喫煙場所を設置して、綺麗に喫煙して貰ったほうがいいと思う。たばこ税を貰っている以上その義務はあります。	御意見につきましては、今後の受動喫煙防止に関する施策の推進に当たり参考としてまいります。
12	(財政上の措置) 第十一条	たばこ税は福島県や県内市町村の財政にも大きく貢献している。それを使って喫煙所をもっと増やしてほしい。法律やコロナでどこにも喫煙所がありません。 (同趣旨の意見 ほか22件)	御意見につきましては、今後の受動喫煙防止に関する施策の推進に当たり参考としてまいります。
13	(財政上の措置) 第十一条	喫煙する場所があればきちんとそこで吸うし喫煙者の多くはマナーを守って吸っていることをもっと考慮すべきと考えます。 行政は規制するばかりではなく、喫煙所を作ることも検討してほしい。 (同趣旨の意見 ほか11件)	御意見につきましては、今後の受動喫煙防止に関する施策の推進に当たり参考としてまいります。
14	(財政上の措置) 第十一条	たばこ税の一部を活用し、喫煙者のみならず非喫煙者にも有益と言える適切な喫煙環境整備を行政の責任で行うべきであると考えます。 (同趣旨の意見 ほか24件)	御意見につきましては、今後の受動喫煙防止に関する施策の推進に当たり参考としてまいります。
15	(財政上の措置) 第十一条	条例の趣旨は、受動喫煙を防止することで、喫煙者を排除することではないはずです。喫煙者と非喫煙者が共存できるように喫煙所の整備などにも積極的に取り組んでいただきたい。 (同趣旨の意見 ほか20件)	御意見につきましては、今後の受動喫煙防止に関する施策の推進に当たり参考としてまいります。
16	(財政上の措置) 第十一条	今日の状況下では、喫煙者のマナーは素晴らしいものとなってきています。しかし喫煙場所がないためポイ捨てが増えるともかぎりません。公共の場所での喫煙場所は絶対に必要だと思います。喫煙者の権利も認めてやらなくてはならないと思います。	御意見につきましては、今後の受動喫煙防止に関する施策の推進に当たり参考としてまいります。

No.	該当箇所	御意見	県議会の考え方
17	(財政上の措置) 第十一条	分煙→たばこの吸える場所の設置 郡山の公共施設の回りの側溝はたばこの吸い殻でいっぱいです。	御意見につきましては、今後の受動喫煙防止に関する施策の推進に当たり参考としてまいります。
18	(財政上の措置) 第十一条	たばこ税は毎年多額の県、市町村の財政に入っている。 せめて公共の場に喫煙所の設置をして欲しい。	御意見につきましては、今後の受動喫煙防止に関する施策の推進に当たり参考としてまいります。
19	(財政上の措置) 第十一条	近年、分煙化の意識が喫煙者の方々にも浸透し、マナーを守る様子が伺えます。 たばこ税が地方自治体の財政に大きく貢献していることも考えると、たばこ税の一部を目的化することにより、喫煙所をさらに確保することにより、望まない受動喫煙防止対策に効果が期待できるものと思います。 非喫煙者・喫煙者双方に賛同を得られる環境整備が必要と考えます。	御意見につきましては、今後の受動喫煙防止に関する施策の推進に当たり参考としてまいります。
20	(財政上の措置) 第十一条	きちんと分煙している事業者には、それなりの支援があっても良いと思う。 喫煙所の増設と環境の整備を進めて欲しい。 喫煙環境が充実すれば歩行喫煙等は減ると思います。	御意見につきましては、今後の受動喫煙防止に関する施策の推進に当たり参考としてまいります。
21	(財政上の措置) 第十一条	喫煙者の多くはマナーを守って喫煙していることをもっと考慮すべきと考えます。喫煙者の排除にかたよらず、たばこ税を活用して喫煙所の確保にも取り組んでほしいと切に思います。 ※たばこを「害悪品」と一方的に決めつけるなら国会で議論すべき！ (県議はコロナ対策等もっと先にやるべきことがあるのでは？)	御意見につきましては、今後の受動喫煙防止に関する施策の推進に当たり参考としてまいります。
22	(財政上の措置) 第十一条	県は24億円前後の中から喫煙場所の設置の予算を計上すべきです。 でなければたばこ税を辞退して欲しいところまでいきます。(喫煙者が納めている税金です)	御意見につきましては、今後の受動喫煙防止に関する施策の推進に当たり参考としてまいります。
23	(財政上の措置) 第十一条	本条例を実効性の高いものとするためにも、禁煙治療費の助成（特に子ども・妊婦など家族と同居する喫煙者を優先的に/遠隔禁煙診療を含め）の予算化を、県および市町村で進めていただきたいです。 参考 家庭に同居する喫煙者の禁煙のための禁煙外来治療費助成事業例 <a href="https://notobacco.jp/pslaw/kazokukinenjosei.html">https://notobacco.jp/pslaw/kazokukinenjosei.html</a>	禁煙支援の取組は、本条例で進めようとしている受動喫煙防止策とは異なる取組ではありますが、今後の受動喫煙防止に関する施策等の推進に当たり参考としてまいります。

No.	該当箇所	御意見	県議会の考え方
24	全体	<p>最近、市に係る施設や公共の場においても喫煙施設や場所が無くなり、愛煙家として非常に残念に思います。喫煙者には人権が無いような差別的な昨今の風潮には嫌悪感さえ覚えます。法律でも認められている嗜好品であり、多くの喫煙者はマナーを守り、受動喫煙にも配慮しながら喫煙に癒しを求めているのです。郡山の開成山球場で、以前プロ野球が来た際に市の敷地内は禁煙ですので、喫煙者は開成山公園の敷地外に大勢あふれ、歩道は白い煙で覆われていたそうです。喫煙場所を無くしたことで返って歩道を歩く一般の歩行者が受動喫煙の被害にさらされてしまう心配もありますし、野球を見るために郡山市以外から訪れた方々も郡山市の喫煙者を排除するやり方に憤慨されたでしょうし市のイメージダウンにつながったと考えます。ラグビーワールドカップ日本大会の際には主催者側が、海外のお客様に心から楽しんで頂こうと、喫煙者にも配慮した十分な喫煙スペースを提供したことで、日本人の「おもてなし」の心が高い評価を頂きました。喫煙者と非喫煙者はお互いを排除するのではなく、分煙を進める事で共存し、互いに快適な生活を送れる事が理想だと考えます。総務省通達にもある通り「たばこ税」を活用した喫煙施設の増設が実現する事を、県民の一人として心から願っております。</p>	御意見につきましては、今後の受動喫煙防止に関する施策の推進に当たり参考としてまいります。
25	全体	<p>与党令和3年税制改正にも記載があるが、屋外の喫煙所を県の責務において配慮された場所に数多く設置することが受動喫煙の防止に効果があると考えます。 喫煙者がいるのも現実、たばこが嫌いな人がいるのも現実なので、現実的な方策を行うのが行政であると思います。 県民の権利を一定制限するのであれば、しっかりと分煙するための施設も設けていただきたい。 (同趣旨の意見 ほか7件)</p>	御意見につきましては、今後の受動喫煙防止に関する施策の推進に当たり参考としてまいります。
26	全体	<p>私は喫煙者ですが、たばこの煙やにおいが嫌いな人、苦手な人は確実にいるので、規制をすること自体には反対しません。 ただ、このコロナ禍の中で「自粛警察」が問題となっているように、こういう条例を一方的に進めていくと、喫煙者はどんどん差別の対象になっていってしまいます。規制をするならば、喫煙する場所もきちんと用意してほしいです。喫煙者はたばこ税も収めているのに、差別されるだけなのは納得できません。たばこのせいで医療費がかかっているのだという意見がありますが、説得力のある証拠はありません。最近の火を使わないたばこなど、他の空気の汚れの原因と比べれば何ほどのこともないはずなのに、やり玉にあげられすぎです。 郡山市では、民間の施設を除けば、たばこを吸える場所はほとんどありません。規制をするならするで、喫煙者の権利も守ってください。</p>	御意見につきましては、今後の受動喫煙防止に関する施策の推進に当たり参考としてまいります。
27	全体	<p>愛煙家もおります。 喫煙することで気持ちのゆとりがとれて健康が保てたり思考がまとまったり仕事の能率向上する人もいます。一律に規制せずに分煙を図ることが必要と考えます。</p>	御意見につきましては、今後の受動喫煙防止に関する施策の推進に当たり参考としてまいります。
28	全体	<p>市などに入る多額のたばこ税が何に使われるか？小さな子供がいる親は子供の前では吸わないと思います。 これだけ喫煙者に制約しなくてもストレス社会の中でモラルを持って共存して行くしかないと思います。</p>	御意見につきましては、今後の受動喫煙防止に関する施策の推進に当たり参考としてまいります。

No.	該当箇所	御意見	県議会の考え方
29	全体	市などに入る多額のたばこ税を使って喫煙（分煙）施設をつくれれば教員や市の職員が近くのホームセンターや道路ですわなくなると思います。喫煙所増設です。	御意見につきましては、今後の受動喫煙防止に関する施策の推進に当たり参考としてまいります。
30	全体	「喫煙所を増やしてほしい」 私は福島県に通勤している者ですが、もっともっと喫煙所を増やしてほしいと思っています。 喫煙者の多くは最低限の喫煙マナーを守り、喫煙していると認識していますし、更なる規制を強化することで、タバコのポイ捨てや喫煙マナーの悪化が起こります。 タバコによる税収も地域社会に貢献していますし、喫煙者 非喫煙者の為にも、どうかご検討下さい。 私は今までもこれからも吸わない人に配慮し、喫煙していきます。	御意見につきましては、今後の受動喫煙防止に関する施策の推進に当たり参考としてまいります。
31	全体	規制するのであれば、喫煙できるスペースをもっと増やしてからでないと、喫煙難民が増えて、かえって悪循環ではないでしょうか。健康長寿県を目指すのであれば、たばこ税を活用して、県民のがん検診の補助をしたり、小さくて良いので、喫煙場所をもっと増やして欲しいです。	御意見につきましては、今後の受動喫煙防止に関する施策の推進に当たり参考としてまいります。
32	全体	たばこは1箱の6割以上が税金だと知り驚いています。ガソリン税等の方が高いと思っていました。 たばこ税収は国と地方では2兆円にものぼり、しかも一般財源として貢献しているというのに、喫煙する者は、長い間肩身の狭い思いを強いられています。 「受動喫煙」とか「健康被害」等々を論じられて久しいようなので、この際10年間位、国はたばこ事業法なる物を全面撤廃し、たばこの製造・販売を一旦中止すべきでは。そしてその減収分は消費税を今の10%から15%ぐらいに増税し、一度この点を県民のみならず国民皆で考えてみるべきでは・・・。	御意見につきましては、今後の受動喫煙防止に関する施策の推進に当たり参考としてまいります。
33	全体	望まない受動喫煙の防止には賛成ですが、たばこの喫煙者にも権利があると思うので「分煙」を、もっと考えて頂きたい。	御意見につきましては、今後の受動喫煙防止に関する施策の推進に当たり参考としてまいります。
34	全体	屋外の喫煙所を県の責務において配慮された場所に数多く設置することが受動喫煙の防止に効果があると思います。県民の権利を一定制限するのであれば、しっかりと分煙するための施設を設けて下さい。	御意見につきましては、今後の受動喫煙防止に関する施策の推進に当たり参考としてまいります。
35	全体	喫煙所が減れば、歩きタバコ、ポイ捨て、受動喫煙が増える。 副流煙は有害なものであり、非喫煙者にとって非常に迷惑。 喫煙者はタバコを吸う権利を持っているとは言え、喫煙所以外で吸ったり、煙や臭いが漏れてくる様な喫煙所は問題だ。 喫煙者、非喫煙者が共存できるようしっかりと分煙出来る喫煙所を設置すべき。	御意見につきましては、今後の受動喫煙防止に関する施策の推進に当たり参考としてまいります。